

# 被災者ペット飼育用住宅の 入居者募集について

平成30年北海道胆振東部地震で被災したペットを飼育している方を対象に、ペット飼育用住宅の入居者を募集します。

## ■入居要件

平成30年北海道胆振東部地震の被災者のうち、下記の要件をすべて満たす方が対象。

- ①町内に住所を有する方またはその見込みの方であること
- ②ペット（犬、猫に限る）を飼育し、住宅に困窮している方
- ③市町村民税等を滞納していない方
- ④入居する予定の方および同居する予定の方が暴力団員でないこと

## ■必要なもの

入居申込書および同意書、世帯全員の住民票、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し

## ■募集戸数

早来北進ペット飼育用住宅 1戸（2LDK） 所在地：早来北進83番地4

## ■月額家賃

29,200円

## ■募集期間

随時 ※入居の募集については先着順となります。

## ■受付場所

建設課施設グループ（総合庁舎）、 住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ 建設課施設グループ ☎②2516

## 令和6年4月から相続登記の申請が 義務化されます

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。

正当な理由なく申請しない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続した土地や建物の相続登記をしましょう。

・制度に関する詳細は [法務省 所有者不明 検索](#) で検索を。

・相続登記の手続に関するご案内（ハンドブック）は右記  
二次元バーコードから法務省ホームページにアクセスし  
てください。



・個別の事案に対するご相談、問い合わせは下記にご連絡ください。

札幌司法書士会「相続登記相談センター」 ☎011-211-6665（平日12時～15時）



不動産登記推進イメージ  
キャラクター「トウキツネ」